

# 障害者虐待防止 はーぷリーフレット①

## 障害者への虐待、差別は・・

- 虐待や差別はどこでも起こりうる身近な問題です。
- 虐待を行っている人に、虐待をしている認識が無い場合もあります。
- 自身も、虐待や差別だと認識出来ず、被害を訴えられない場合もあります。

## ～～§ 障害者虐待とは?～～

障害のある方の尊厳をおびやかす行為です。このような行為を防ぐために障害者虐待防止法があります。

## ～～§ 障害者差別とは?～～

障害を理由に不当な差別的扱い（区別や排除）、合理的配慮の不足（平等な機会を提供しない）

上記が疑われる場合はすみやかに相談・通報して下さい。  
(通報や届け出をした方の情報は守られます)

## § 対象となる障害の方は・・

身体、知的、精神（発達・高次脳機能障害含）のある方や、そのほかに心身の障害や社会的障壁により、日常生活や社会参加が困難で援助等の必要な方です。

## HARP♪ は・・

**H**uman 【あなたの】  
**A** lly 【味方になって】  
**R**ight 【大切な権利を】  
**P**rotect 【守る】

### お手伝いをします

「電話は24時間365日  
受け付けます・・・」

●はーぷ開所時間（相談）  
：午前10時～  
午後6時まで。

※・・・夜間・土・日・祝祭日  
年末年始等は転送電話にてお受けいたします。

※・・・虐待の通報は時間外でも受付をしています

●生命の危険性が高い時は  
警察（110番）や  
救急（119番）へ通報  
して下さい。

基幹相談支援センター事業

船橋市障害者虐待防止センター

## HARP(はーぷ)



特定非営利活動法人  
船橋福祉相談協議会

TEL: 047-401-8495

FAX: 047-401-8496

E-mail: harp-funabashi@iris.ocn.ne.jp

<http://flat-funabashi.com/hurp/about2/>

# 障害者虐待防止 はーぱりーフレット②

## 障害者虐待、差別の種類は・・

### 養護者による虐待

・身辺の世話や金銭の管理を行っている家族や兄妹、その親族又は同居人などによる虐待を言います。

### 障害者福祉施設

#### 従事者による虐待

・福祉施設や福祉サービス事業所、相談支援センターなどで働いている職員からの虐待を言います。

### 使用者による虐待

・障害者を雇用している事業主などによる虐待を言います。

### 障害者差別

- ・不当な差別（区別する）など。
- ・合理的配慮の不足（平等性に欠ける）

通報

通報

虐待防止センター  
はーぱり  
047-401-8495

虐待を発見したら先ずは連絡を下さい。  
また、お近くにある障害者相談支援等の事業所にご相談されても構いません。

報告

船橋市役所 障害福祉課  
【平日午前9時から午後5時】  
TEL: 047-436-2345  
FAX: 047-433-5566

## 虐待・差別の種類は

身体的な虐待	性的な虐待	心理的な虐待	放棄・放任	経済的な虐待
<ul style="list-style-type: none"><li>・殴る</li><li>・蹴る</li><li>・叩く</li><li>・つねる</li><li>・不要な薬を飲ませる</li><li>・縛るなど。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・性交・裸にする</li><li>・キスをする</li><li>・わいせつな行為をする、させる</li><li>・性器への接触など。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・怒鳴る</li><li>・ののしる</li><li>・悪口を言う</li><li>・無視</li><li>・こども扱い</li><li>・仲間はずれにするなど。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・十分な食事をあたえない</li><li>・不衛生な環境で生活させる</li><li>・必要な医療、福祉サービスを受けさせないなど。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本人の金銭を勝手につかいこむ</li><li>・障害基礎年金を渡さない</li><li>・本人の財産を勝手に処分するなど。</li></ul>

### ・差別的扱い

「見えない、聞こえない、歩けない」と言った機能障害を理由に区別する事

### ・合理的配慮の不提供

障害のある人にも平等に機会を提供しない事（障害、性別、年齢を考慮せず）

中央障害者相談センター（船橋分室）  
平日午前9時から午後5時  
TEL:047-424-0167  
FAX: 043291-8488

千葉県障害者権利擁護センター  
【平日午前9時から午後5時】  
TEL:043-223-1020  
FAX:043-222-4133